#### 第753回 通関協議会(本関地区)

1・日 時: 令和4年5月10日(火)14:00から

2.場 所: 日本関税協会 横浜支部 事務室

3 · 議 題:

- (1) 「令和4年春季取締強化期間の協力依頼について」 (業務部管理課 堀籠 管理課長)
- (2) 「ロシア連邦を原産地又は船積地域とする貨物の輸入の禁止措置に伴う税関の対応について」
- (3) 「ロシアを原産地とする貨物に対する適正な関税率の適用について」
- (4) 「RCEP 協定の税率適用に係る NACCS 原産地証明書識別コードの誤 入力について」

(業務部 通関総括1部門浦本統括審査官)

- (5) 「誤びゅう削減のご協力について」 (調査部調査統計課 大渕課長)
- 4 · 連絡事項等

横浜税関

#### 令和4年 「春期取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「春期取締強化期間」を設定し、水際での取締りを強化いたします。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不 審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又 は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間:令和4年5月11日(水)~令和4年5月24日(火)

#### 特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・通常、あまり見かけない海域・時間帯で漁船・プレジャーボートが停泊している。
- 夜間、沖合い・船舶に向かってライト等でシグナルを送っている。
- ・乗組員が埠頭内に手荷物を置き去りにした。
- ・通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせてくる輸入者がいる。
- ・インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある、または記載内容に不審な点がある。
- ・同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・輸入中古自動車、船舶等に、何かを隠し入れるために改造したような不自然な跡 (二重底など)がある。 等

「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報 **詳しくは WEB サイトで!** 

税関 密輸 検索 タイヤル シュロ・インフェイ

フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸ダイヤル 0120-461-961

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



密輸 110 番 メールアドレス



身の回りで不審な貨物や怪しい言動の不審者を見かけ

## 密輸情報提供ページ

(フリーダイヤル、24時間対応)

シロイ クロイ

0120-461-961



た際は税関密輸情報窓口に通報をお願いします。

あやしいな・おかしいなと思ったらすぐ通報!

# 税関150周年 日本の未来は私たちが守る



税関は、令和4年(2022年)11月28日に 150周年を迎えます。

税関の前身である運上所から改称されて正式に発足して以来、我が国の貿易の健全な発展と安全な社会の実現に大きな役割を果たしてまいりました。



150周年

関係者 各位

#### ロシア連邦を原産地又は船積地域とする貨物の輸入の禁止措置 に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)により、ロシア連邦からの一部物品の輸入禁止措置を実施することが決定され、4月12日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシア連邦を原産地又は船積地域とする貨物の輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が4月19日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達(令和4年4月 12 日財関第 251号:下記アドレスご参照)に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、通達等につきましては、経済産業省ホームページ(下記アドレスご参照)をご確認ください。

なお、同告示の附則の規定により、令和4年4月 19 日より前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、令和4年7月 18 日までの間、本輸入禁止措置の対象とはならないこととされておりますのでご留意ください。

#### (掲載)

〇税関ホームページ

令和4年4月 12 日財関第 251 号

https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z251.pdf

#### 〇経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/01\_seido/04\_se

isai/crimea.html

【問い合わせ先】

〇このお知らせについて

(業務部通関総括第1部門)

電話:045-212-6150

○他法令確認について

(業務部通関総括第3部門)

電話:045-212-6153

関係者 各位

ロシアを原産地とする貨物に対する適正な関税率の適用について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益(WTO協定税率の適用)を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定めるため、令和4年4月 20 日、関税暫定措置法の一部を改正する法律(令和4年法律第 27 号)及び国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令(令和4年政令第 179 号)が公布されたところです。

これにより、4月 21 日以後、ロシアを原産地とする全ての貨物に対し、国定税率(関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表に基づく税率(基本税率)。関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)の規定に基づく税率(暫定税率)があるときは、当該暫定税率)が適用されることとなります。

税関においては、ロシアを原産地とする貨物に対する適正な関税率の適用について、その実効性を確保するため、関税局長通達(令和4年4月20日財関第274号:下記アドレスご参照)に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本件に関する法令等につきましては、税関ホームページ(下記アドレスご参照)をご確認ください。

#### (掲載) 税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2022tsutatsu/2022tsutatsu274/R4t274\_hon bu n.pdf

- 〇令和4年4月 20 日財関第 274 号
- ○関税暫定措置法の一部を改正する法律(令和4年法律第 27 号)

https://www.customs.go.jp/kaisei/horitsu.htm

〇国際関係の緊急時に特定の国と原産地とする物品に課する関税に関する政令 (令和4年政令第 179 号)

https://www.customs.go.jp/kaisei/seirei.htm

○関税法基本通達の改正

https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2022tsutatsu/2022tsutatsu273/index.html

【問い合わせ先】

〇このお知らせについて

(業務部通関総括第1部門)

電話:045-212-6150

○関税率表の解釈・適用、品目分類、

税率について (関税鑑査官)

電話:045-212-6156、

6157

関係者 各位

RCEP 協定の NACCS の原産地証明書識別コードの入力誤りについて

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

令和4年1月1日に発効した地域的な包括的経済連携(RCEP)協定につきましては、NACCSの原産地証明書識別コードの上2桁(原産地(申告)種別)が国によって異なりますが、特に、中国の税率を適用する際に入力するコード「RC」を「RCEP協定そのもの」のコードと誤解し、中国以外の国についても誤って「RC」を使用している事例が多く見受けられております。

誤った原産地証明書識別コードを使用して輸入申告を行った場合には、RCEP協定税率が正しく適用されない可能性がありますので、関係者の皆様におかれましては、入力誤りにご注意いただきますようお願いいたします。

RCEP協定の税率適用に係る NACCS への原産地証明書識別コードの入力方法につきましては、税関ホームページの下記リンク先をご確認ください。

(掲載) 税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/rcep/rcep\_codechui.html

横浜税関

#### 誤びゅう削減のお願い

平素より税関行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

輸出入申告書等のデータを基に作成されている「貿易統計」は、国際収支統計や経済政策の策定のための基礎資料となるなど、わが国の貿易の実態を最も的確に把握できる統計として重要な役割を果たしております。

今までに発生した主な「誤びゅう事例」を取りまとめましたので、これらを参考にして頂き、より正確な貿易統計の作成にご協力をお願いします。

#### (1) 誤びゅうの主な原因

2021年に発生した誤びゆうの主な原因は、システム申告においては、「統計品目番号」及び「数量・単位」によるものが全体のおよそ 8 割を占めています。マニュアル申告においては、システム申告同様「数量・単位」、「統計品目番号」誤りのほか、単純な記載ミスが多く見られます。

#### 貿易形態符号 国符号誤り 誤り 1.6% 0.8% その他 誤計上 9.8% 3.3% **数量、単位誤り** 29.8% 申告価格誤り その他,40.4% 統計品目番号 6.5% システム マニュアル 誤り 申告 43.9% 申告 関税、減免税、 **鼓量、単位誤り** 統計品目番号 特殊関税誤り 34.1% 誤り,14.0% 1.8% 满免税条項符号 誤り,3.5% 誤計上,10.5%

2021 年の主な誤びゅう原因

#### (2) 誤びゅう事例

#### ①統計品目誤り

#### 【事例1】国と品目の疑義

チリからの原木の輸入は疑義があるとの照会を受け、貨物写真を確認したところ、切りそろえられた製材であることが判明。

#### 【事例2】製品詳細の未確認

収穫機の輸入申告において、落花生用のものであるにもかかわらず、根菜類又は塊茎の 収穫機として申告。

#### ※注意点

材質や用途等により、統計品目番号が異なる貨物については、商品説明や製造工程を入手 したりするなど、詳細をよく確認する必要があります。また、品目の動向については関係業 界から注目されているので注意が必要です。

#### ②数量、単位の誤り

#### 【事例1】申告数量の入力誤り

合板の輸出申告において、インボイスに記載の数量のピリオドとカンマを見誤り、本来 38(CM)として申告すべきところ、38,880(CM)として申告。

#### 【事例2】申告数量の換算誤り

てん菜糖の輸出申告において、数量単位 (MT) で申告すべきところ、インボイス記載の数量単位 (KG) の数値で申告。

#### ※注意点

数量の誤りについては、ピリオドとカンマを見誤るケースや、 $KG \ge MT$ 、 $GR \ge KG$ 、 $L \ge KL$  など、インボイスに記載の単位と申告単位(第1単位及び第2単位)を誤るケースが多く発生しています。

申告の際、数量が不自然に大きく(小さく)なっていないか、また第1数量と第2数量の関係が不自然になっていないかどうか、よく確認する必要があります。

特に、木材等に係る申告については、単位換算の際の計算ミスや、単位の誤認(CM と SM)、コンテナのサイズに注目し、不自然な数量になっていないか注意してください。

#### ③申告価格の誤り

#### 【事例1】通貨種別の入力誤り

電子棚札の輸出申告において、通貨種別「USD」を誤って「JPY」と入力して申告。

#### 【事例2】申告価格の入力誤り

コーヒー豆の輸出申告において、インボイスに記載の価格のピリオドとカンマと見誤って申告。

#### ※注意点

通貨種別の誤りは、インボイスには正しい通貨種別が記載されており、インボイス等の申告書類をよく確認していれば防ぐことができたものが多いことから、申告の際には入念に確認をお願いします。

また、ピリオドとカンマとの違いにより 1,000 倍の誤りが発生するため、不自然に大きい (小さい) 数字の場合は必ず確認をお願いします。

#### ④計上誤り

#### 【事例1】無償で修繕するために輸入された貨物

輸入申告(再輸入免税適用貨物)において、貨物に不具合があったため本邦にて無償で 点検、修理を実施した後に再度台湾へ輸出する旨添付書類に記載があり、外貿基 21-2(7) 口に規定する普通貿易統計計上除外貨物として、統計品目番号の末尾に「E」を入力すべき ところ、誤って再輸出入品識別符号「Y」を入力して申告。

※点検についても、無償であれば外貿基 21-2(7)口で規定されている修繕の範囲に含まれます。

#### 【事例2】再蔵入承認貨物の誤計上

蔵入承認を受けた飼料用コーンの再蔵入承認申告(再IS)において、統計計上除外であるところ、「最初蔵入等承認年月日」を入力しなかったことにより統計計上され、二重計上となった。

#### ※注意点

統計計上については、「外国貿易等に関する統計基本通達」により、普通貿易統計及び通過貿易統計への計上の要否を確認いただくとともに、統計品目番号末尾に付す「Y」、「E」、「T」それぞれの違いについてご理解願います。

システム申告の輸出入申告事項登録の際、「価格再確認」欄に「H」(統計品目番号ごとの申告価格がシステムに登録されている単価の範囲を上回っている場合)が出力されていることが数多くあります。

「L」または「H」が表示された際は、高価または安価な理由を確認するだけでなく、通貨種別、申告価格、数量単位、申告数量などの入力内容に誤りがないか再確認をお願いいたします。

上記の事例は一例ですが、誤びゅうの多くは、統計品目番号、数量、申告価格及び国名符号等の誤りに起因しています。通貨単位や数量単位の誤りなどの単純なミスにより、価格や数量が 100 倍、1,000 倍になることもあります。

これらの誤りが、貿易統計に大きな影響を与える可能性もありますので、内容を十分に確認して輸出入申告していただくようお願いいたします。

#### ●価格再確認欄に表示が出た場合について

申告価格 (CIF) ¥69, 114, 500 品目番号 7204. 49-100

数量 (2) 2,821 KG



鉄鋼スクラップ ¥24.450/KG 統計品目番号・価格・重量は合っている?

統計品目番号は鉄鋼スクラップ! 価格はインボイスどおり!

【ポイント】 単価、単位重量を チェック!

重量は合っている?

インボイスに記載されていた 重量は 2,821MT

単位が違う!





重量が「MT」の単位の数値のままで申告! 2,821,000 **KG** に訂正 単価も¥24.5/KG になり、プライスレンジ内に!

申告価格 (CIF) ¥638,560

品目番号 8433.53-000 0

4 NO

数量(1) 数量(2)

1.129 KG

価格再確認 [L]

落花生の収穫機 1個159.640円 統計品目番号・価格・数量は合っている?

統計品目番号は<u>根菜類又は塊茎の収穫機</u> 価格と数量はインボイスどおり!

【ポイント】

品名、用途を確認。 貨物が何であるかを よく確認のうえ、 分類を検討する! 用途は何? 根菜類又は塊茎の収穫機で合っている?

用途は落花生の収穫機



統番がまちがっていた! 8433.59-000 に訂正



別添資料「<u>誤びゅう防止にご協力ください</u>」のチェック項目について、 申告前にもう一度確認を行う等、誤びゅう防止にご協力願いします。

### 輸出入申告をされる皆様へ

# 場びゆう防止にご協力ください!

貿易統計データは、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の 貿易指標等に幅広く利用されており、データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を 揺るがし、国際間の摩擦を引き起こしかねません。

- ✔ 統計品目番号(分類)は正しいですか?
- ✓ 計上単位(KG、MT等)は正しいですか?
- ✓ 通貨種別(USD、JPY等)は正しいですか?
- ✓ カンマと小数点を見間違えていませんか?
- ✓ 国コード、港コード、特恵符号は正しいですか?
- 特に、NACCS画面の価格再確認欄に「L」、「H」が表示された場合は、申告単価の再確認をお願いいたします!!

